

競技スポーツ推進事業実施要領

平成 24 年(2012 年) 4 月 1 日制定
(公財)山口県スポーツ協会

1 趣旨

県民に夢や感動を与えることができる全国大会や世界の舞台で活躍する選手を継続的に輩出するため、県内の優秀な指導者を積極的に活用するとともに、競技力の基盤を支える少年の強化と地域の特色を生かした競技スポーツの充実を図ることを目的に、競技スポーツ推進事業を実施するものとする。

2 競技スポーツ推進事業の定義及び内容

この要領において、競技スポーツ推進事業とは、次に掲げる事業とする。

- (1) チームやまぐちパワーアップ事業(内容は、別添 1 のとおり)
- (2) 中国ブロック突破・国スポ入賞に向けた強化事業(内容は、別添 2 のとおり)
- (3) 強化拠点校強化事業(内容は、別添 3 のとおり)
- (4) トップスポーツクラブ強化事業(内容は、別添 4 のとおり)
- (5) 山口次世代コーチーズ育成事業(内容は、別添 5 のとおり)
- (6) やまぐち未来アスリート育成事業(内容は、別添 6 のとおり)
- (7) トップアスリート等を活用した魅力発信事業(内容は、別添 7 のとおり)

3 用語の定義

本要領における用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 県スポ協
公益財団法人山口県スポーツ協会
- (2) 県スポ協会長
公益財団法人山口県スポーツ協会会長
- (3) 競技団体
公益財団法人山口県スポーツ協会加盟団体のうち、国民スポーツ大会正式競技の団体
- (4) 強化拠点校
山口県競技力向上対策委員長が強化拠点校として指定した高等学校、中等教育学校及び高等専門学校
- (5) トップスポーツクラブ
山口県競技力向上対策委員長が指定した県内トップの企業、大学及びクラブチーム
- (6) 種別等
国民スポーツ大会開催基準要項細則の「4 本則第 10 項第 3 号(各季大会の実施競技及び各競技の参加人員)(5)において示される「国民スポーツ大会実施競技及び参加人員」」の種別

(7) 種別等の監督数

国民スポーツ大会開催基準要項細則の「4 本則第10項第3号(各季大会の実施競技及び各競技の参加人員)(5)において示される「国民スポーツ大会実施競技及び参加人員」」の種別ごとの監督数

(8) 種別等の選手数

国民スポーツ大会開催基準要項細則の「4 本則第10項第3号(各季大会の実施競技及び各競技の参加人員)(5)において示される「国民スポーツ大会実施競技及び参加人員」」の種別ごとの選手数

4 事業の実施

各事業の実施については、別添1～7に定めるところによるものとする。

(附則)

- ・ 平成24年4月1日制定
- ・ 平成25年4月1日一部改正
- ・ 平成26年4月1日一部改正
- ・ 平成27年4月1日一部改正
- ・ 平成28年4月1日一部改正
- ・ 平成31年4月1日一部改正
- ・ 令和5年4月1日一部改正
- ・ 令和7年4月1日一部改正